

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会定款第17条に規定する副会長及び常務理事をいう。

3 非常勤役員とは、前項に規定する副会長及び常務理事以外の役員をいう。

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員に支給するのは、報酬、住居手当、通勤手当及び期末手当とする。

(報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|--------|----|----------|
| 一 副会長 | 月額 | 392,200円 |
| 二 常務理事 | 月額 | 331,100円 |

(住居手当及び通勤手当)

第5条 常勤役員の住居手当及び通勤手当の額については、佐賀県社会福祉協議会職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第6条 常勤役員の期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|--------------|----------|
| 一 6か月 | 100分の100 |
| 二 5か月以上6か月未満 | 100分の80 |
| 三 3か月以上5か月未満 | 100分の60 |
| 四 3か月未満 | 100分の30 |

2 前項の期末手当基礎額は、報酬月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。

3 前各項に定めるもののほか、期末手当の支給については、佐賀県社会福祉協議会職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(退職手当の額)

第7条 常勤の役員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に退職手当を支給する。ただし、前歴が国又は地方公共団体の職員であった場合には、退職手当は支給しない。

2 前項の退職手当の額については、佐賀県職員の例による。

(非常勤役員の報酬等)

第8条 非常勤役員については、職務のため、評議員会及び理事会に出席したとき、または法人業務を行う場合は、報酬として日額 5,000 円を支給する。

(費用弁償)

第9条 役員が、その職務のため、評議員会及び理事会に出席したとき、または法人業務を行う場合は、別に定める「社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程」に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第10条 常勤の役員の報酬等の支給方法については、社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

2 非常勤役員の報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第11条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月10日から施行する。

2 「社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会役員給与規程」及び「社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会役員給与規程細則」は廃止する。